

相続ニュース

2016年5月30日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺言では守れない？ 障害がある子どもの一生

はじめに

障害などがあり自立が難しい子が、親が死亡後にどうやって平穏な生活を維持していくかという「親なき後問題」今回はこの問題について考えていきます。

民法で「後継ぎ遺贈」は無効

よくある例を紹介しますと、高齢な親が障害者支援施設に入所した子の管理者に対し、「自分の財産を入所施設に全財産遺贈するから、子についての一生涯の面倒を見てほしい」という公正証書遺言にすることがよく行われていました。この親の真の気持ちとしては、「まず、遺産は子どもに相続させ、子どもの死亡後に財産が残った場合には、施設に遺贈したい」というものでしょう。

これは、財産を受け取る人が次に誰にそれを渡すのかを最初の遺言者が定める遺言のことで、いわゆる「後継ぎ遺贈」と呼ばれるものです。実は、これは民法では認められていません。

実際、公正人はこのような依頼がある場合には、遺言の本文として「全ての遺産を施設に遺贈する」と書き、法的な効力を持たない付言事項に、「施設は遺言者の子につき一生涯その面倒をみる」としたためるそうです。

子の幸せを見守る家族信託

さきほど紹介した遺言公正証書は、相続人である施設から、無効を主張される可能性が高いでしょう。実際、同種の遺言公正証書が「錯誤」を理由に無効になった例もあります。

このような場合に活躍するのが家族信託なのです。最初に、信託の目的として、「子の一生涯の幸福な生活と最善の福祉を確保する」と定めます。最終的に施設に渡すことになる財産ですが、まずはしっかり子のために使うことをうたうのです。この場合、信託における第三者に財産を信託譲渡して、信託の目的が生涯継続されるようにします。そして、信託の事務を託された人が不適切な事務処理をしないよう監視監督の仕組みをも取り入れるのです。

おわりに

上記で紹介した家族信託は、家族信託の利用により残された配偶者の面倒を見て貰うなど、遺言ではカバーできない応用ができます。遺言書ではできないことも家族信託により実現できることもありますので、ご検討してください。